

## 年1回の『社内保安査察』を実施！

「危害予防規程」に「定期的に事業所の保安状況を査察し、保安の確保に関し指導する」とあることから毎年秋に社内保安査察（書類の管理状況のチェック等）を実施しています。

今年は、昨年秋実施以降にトピックスのあった事項を集中的に実施することとしました。

廿日市本社は本年9月に保安機関の認定更新をしたことから、10月25日に『保安機関』に関し実施しました。特に問題はありませんでした。



廿日市本社での実施風景

福山営業所は昨年11月及び本年9月にバルクローリーを更新したことから、10月26日に『バルクローリー』に関し実施しました。

昨年秋までは、質量3,000kg以上のLPガスを移動する車両がなかった為「危険時又は事故発生時の荷送人や応援要請連絡体制」書面の準備は対象外でしたが、昨年11月導入の車両は3,700kg積みであったことから今回以降対象となることが判明し、直ぐに書面を準備しました。

定期的な社内査察が必要なことを改めて感じました。



福山営業所での実施風景

『定期的な社内査察』により 『保安の確保』 を維持していきます。